

盛土環境条例は案段階
(今後更新予定)



静岡県の盛土規制

宅地造成及び特定盛土等規制法

安全な生活を守るため

いま、取り組むべきこと

静岡県くらし・環境部 環境局 盛土対策課

令和7年1月版



目次

第1編 はじめに

- 1. 新しい規制へ 1
- 2. 法律・条例等の体系 1
- 3. 宅地造成等規制法から盛土規制法へ 2
- 4. 盛土条例から盛土環境条例へ 3

第2編 盛土規制法の概要

- 1. 規制の対象 4
- 2. 規制区域 5
- 3. 許可・届出の概要 6
- 4. 監督処分 6
- 5. 土地の保全等 7
- 6. 罰則 7

第3編 盛土規制法の手続き（宅地造成・特定盛土等）

- 1. 許可の対象 8
- 2. 許可工事の流れ（イメージ） 8
- 3. 手続き一覧 9
- 4. 住民への周知 10
- 5. 許可申請書への添付資料 11
- 6. 許可基準 12～15
- 7. 定期報告 16
- 8. 中間検査 17
- 9. みなし許可 17

第4編 盛土規制法の手続き（土石の堆積）

- 1. 許可の対象 18
- 2. 許可工事の流れ（イメージ） 18
- 3. 手続き一覧 19
- 4. 住民への周知 20
- 5. 許可申請書への添付資料 21
- 6. 許可基準 22～23
- 7. 定期報告 24
- 8. 特殊な事例 25

第5編 盛土環境条例

- 1. 盛土条例と盛土環境条例の手続きの違い 26
- 2. 規制の対象（規制の対象） 26
- 3. 主な手続きの流れ（イメージ） 27
- 4. 盛土等の区分 27
- 5. 手続き一覧 28
- 6. 住民への周知 29
- 7. 主な手続き 29

第6編 その他

- 1. その他手続き 30
- 2. 災害発生のおそれがないと認められる工事 31
- 3. 申請手数料 31
- 4. 用語の解説 32

巻末付録 手続きの全体イメージ

※本書での略称は以下のとおり

法	…宅地造成及び特定盛土等規制法	施行条例	…宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
政令	…宅地造成及び特定盛土等規制法施行令	細則	…宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
省令	…宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則	盛土環境条例	…静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

1 新しい規制へ

盛土環境条例は
案段階のもの

令和3年7月に熱海市で起きた土石流災害を踏まえ、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が施行されました。

今後は盛土規制法により、盛土等に伴う災害の防止を目的として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなります。

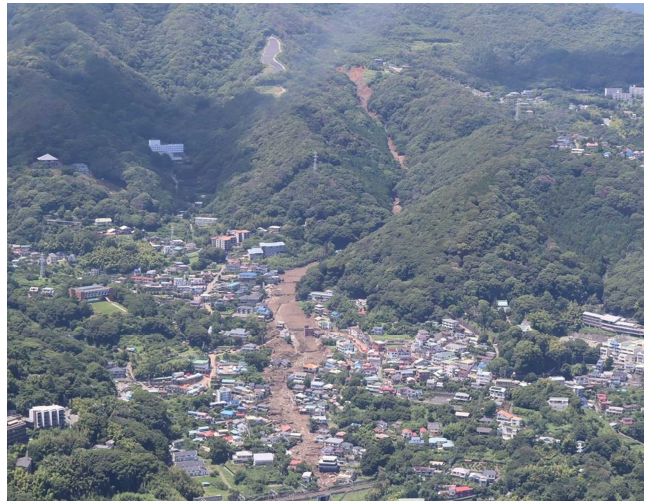
さらに、生活環境の保全を目的として、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」（通称「盛土環境条例」）では、汚染された土砂等により生活環境への悪影響が生じないように、規制を行います。

<被害の状況>

人的被害			
死者	負傷者		計
	重傷	軽傷	
28人	1人	3人	32人

住宅被害			
全壊	半壊	一部損壊	計
53棟	11棟	34棟	98棟

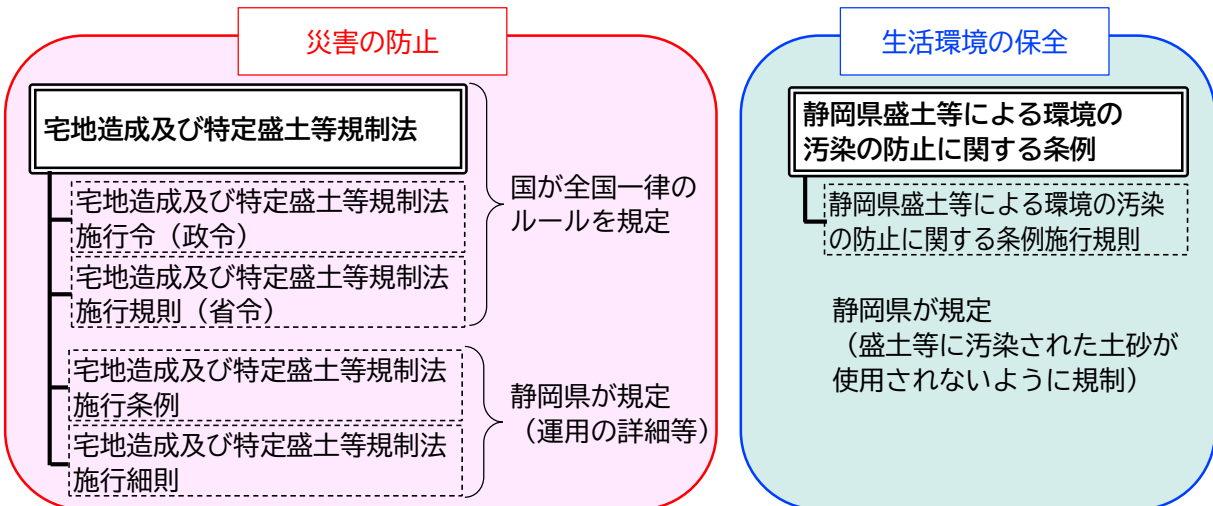
<被災地の状況>



2 法律・条例等の体系

盛土環境条例は
案段階のもの

災害の防止については盛土規制法の枠組みにより、生活環境の保全については盛土環境条例の枠組みにより規制されます。



3 宅地造成等規制法から盛土規制法へ

従来の宅地造成等規制法が令和4年5月に改正され、令和7年5月26日から盛土規制法による規制が開始されることとなりますが、その改正のポイントは以下のとおりです。

①スキマのない規制

- ・土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域を規制の対象となる区域として指定
- ・農地・森林の造成や、一時的な土石の堆積などが、規制の対象に追加



②盛土等の安全性の確保

- ・地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、検査や定期報告が必要

- ・技術的基準（盛土の形状、排水施設ほか）
- ・資力・信用・能力（工事主・施行者ほか）
- ・その他（住民周知、地権者等同意ほか）



③責任の所在の明確化

- ・土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化
- ・災害防止のために必要なときは、土地の所有者や原因行為者等に対して、勧告や改善命令が可能



④実効性のある罰則の措置

- ・無許可行為や命令違反等に対する罰則について、高い水準に強化
- ・最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下



4 盛土条例から盛土環境条例へ

盛土環境条例は
案段階のもの

従来の盛土条例を改正し、盛土環境条例として令和7年5月26日から施行します。これまで「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的として規制してきましたが、「災害の防止」は盛土規制法に一本化し、「生活環境の保全」の規制も合理化しました。

条例改正により一本化・合理化

種別		改正前	改正後
条例の名称		静岡県盛土等の規制に関する条例	静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例
規制の目的	災害の防止	規制有	規制なし (盛土規制法へ一本化)
	生活環境の保全	規制有	規制有 (一部合理化)
規制対象の行為		盛土・堆積・埋立て	盛土・土石の堆積・埋立て (盛土・土石の堆積は盛土規制法の許可対象のみ)
規制対象規模		面積 1,000 m ² 超 又は土量 1,000 m ³ 超	面積 1,000 m ² 以上
住民周知の方法		「説明会開催」のみ	「説明会開催」、「書面配布」、「掲示板及びインターネット掲示」のいずれか

<生活環境の保全に関する規制の一部合理化>

種別		改正前	改正後
基準不適合土砂による盛土		禁止	禁止
搬入土砂の汚染に関する確認書類		<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等の調査結果 土壌分析調査の結果 のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等の調査結果 土壌分析調査の結果 採石法、砂利採取法の認可書 再生資源利用促進計画 <u>のいずれか</u>
水質・土壌の調査	開発型盛土の場合	分析調査は必要	搬入時に汚染がないことが確認できれば不要
	処分型盛土の場合		分析調査は必要
	土石の堆積の場合		分析調査は不要 (汚染のおそれの確認は必要)
	埋立ての場合		分析調査は必要

- 第1編
- 第2編
- 第3編
- 第4編
- 第5編
- 第6編
- 巻末付録

第2編 盛土規制法の概要

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

盛土規制法の概要

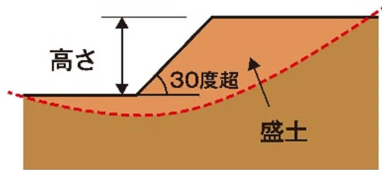
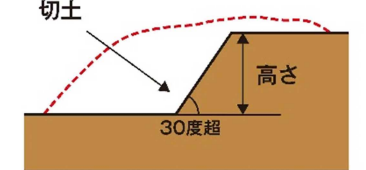
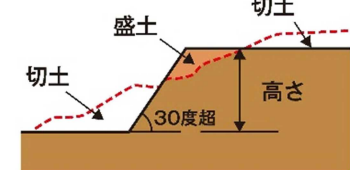
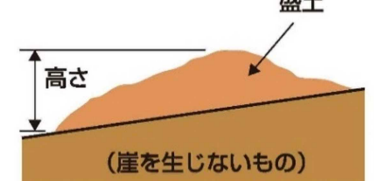
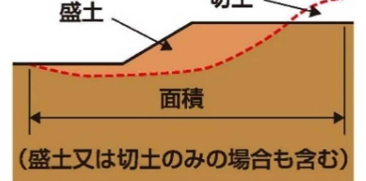
1

規制の対象

法第2条、政令第3～4条

規制区域内で行われる次の行為が規制の対象となります。

宅地造成・特定盛土等 (許可等の手続きは8ページ以降を参照)

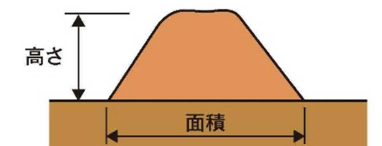

<p>①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①②を除く)</p>
		
<p>④盛土で高さが2 m超となるもの (①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超となるもの (①②③④を除く)</p>	<p><例えば・・・></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地を造成するための盛土・切土 ・残土処分場における盛土・切土
		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し、角度が30度を超える土地を指します。

(風化していない硬岩盤を除く)

※平坦地での埋立ての取扱いは、32ページ参照

土石の堆積 (許可等の手続きは18ページ以降を参照)

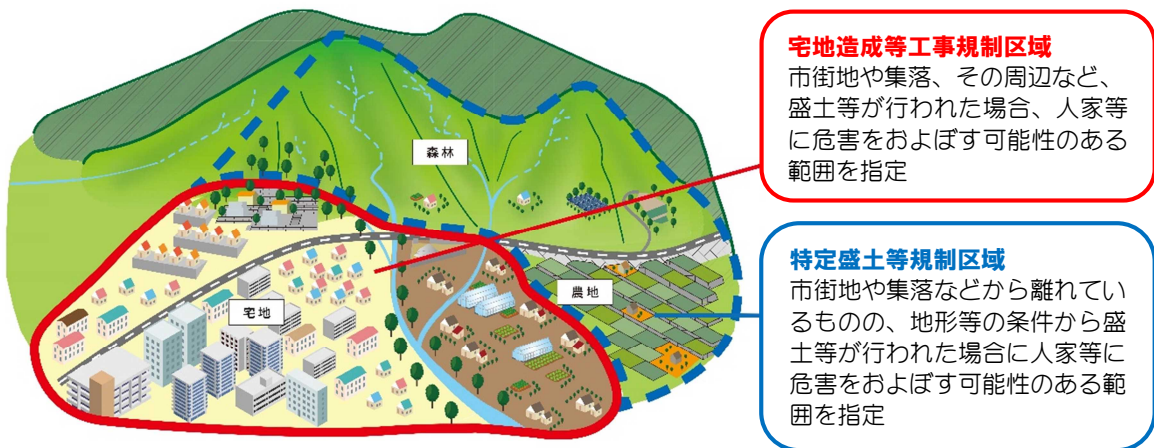
<p>⑥最大時に堆積する高さが2 m超となるもの (許可等の対象は、面積が300 m²超のもの)</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500 m²超となるもの (⑥を除く)</p>	<p><例えば・・・></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤードにおける土石の仮置き
		

※一時的な土石の積み重ねであり、計画期間後に土石を除却するものが該当します。

盛土規制法では、盛土等の崩壊により人家等に危害を及ぼしうる区域を、都道府県知事等が規制区域として指定します。

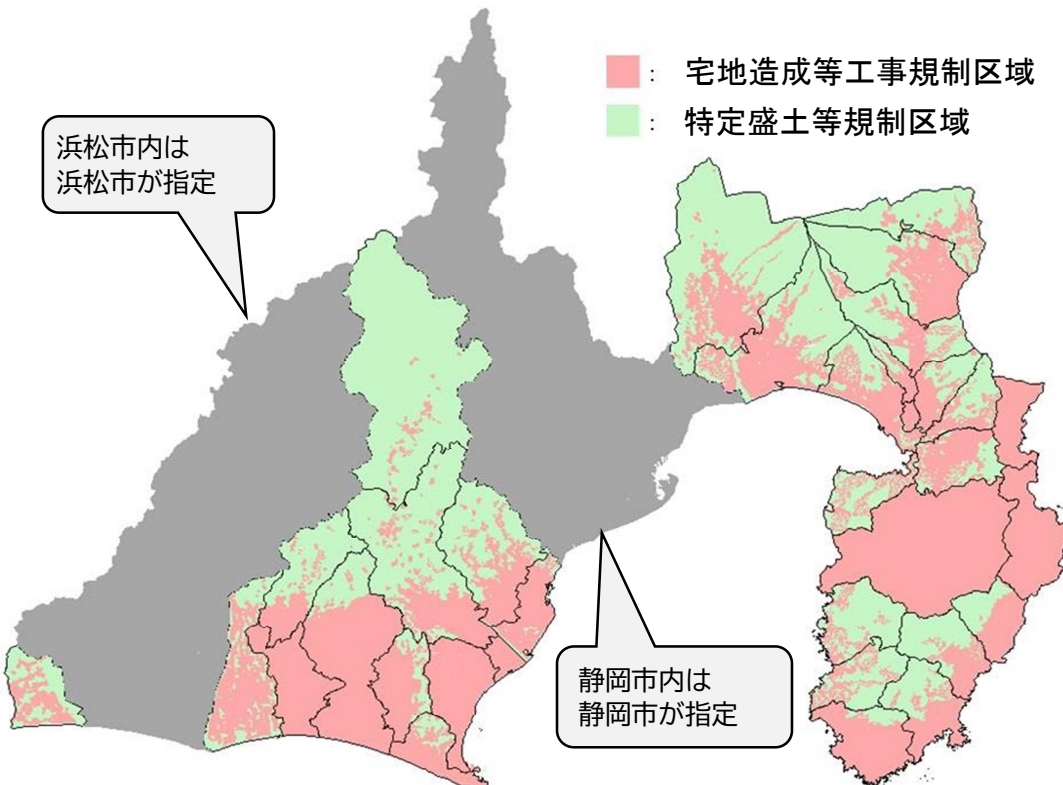
規制区域内で行われる「宅地造成・特定盛土等」と「土石の堆積」が規制の対象となり、許可や届出が必要となりますが、静岡県内は全域（静岡市及び浜松市を除く）がいずれかの区域に指定されます。

また、規制区域は「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類がありますが、静岡県（静岡市及び浜松市を除く）では、特定盛土等規制区域の許可対象規模を宅地造成等工事規制区域に合わせていることから、いずれの区域でも同じ規制内容となります。



宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われた場合、人家等に危害をおよぼす可能性のある範囲を指定

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われた場合に人家等に危害をおよぼす可能性のある範囲を指定



(注) 詳細な区域図は、静岡県ウェブサイトでご確認いただくことができます。

第2編 盛土規制法の概要

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

盛土規制法の概要

3

許可・届出の概要

法第12条・21条第1・3・4項・30条ほか

規制区域内で行われる以下の行為について、許可や届出の手続きが必要となります。また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。

No.	行為種別	規模	着手日	必要な手続き
1	宅地造成又は 特定盛土等	4ページの規模 を超えるもの	R7.5.26 以降	許可申請 (8ページへ)
2		(いずれか1つで も該当する場合)	R7.5.25 以前	届出 (30ページへ)
3		4ページの規模 以下のもの	—	規制の対象外
4	土石の堆積	4ページの規模 を超えるもの	R7.5.26 以降	許可申請 (18ページへ)
5		(いずれか1つで も該当する場合)	R7.5.25 以前	届出 (30ページへ)
6		4ページの規模 以下のもの	—	規制の対象外
7	擁壁・崖面崩壊防止施設・ 排水施設等の除却	—	—	届出 (30ページへ)
8	公共施設用地の 宅地・農地等への転用	—	—	届出 (30ページへ)

(—：規模や着手日の影響を受けない場合)

4

監督処分

法第20・39条

法令に違反した場合は、重い監督処分の対象となります。

- ・偽り等により許可を不正に取得した場合
- ・許可条件に違反する工事をした場合

許可取消し

- ・無許可工事、許可条件に違反する工事
- ・技術的基準に適合しない工事
- ・中間検査を申請しないで施行する工事

工事の施行停止
災害防止措置

- ・無許可工事がされた土地
- ・完了検査、土石の除去の完了確認がない土地
- ・工事に関する中間検査を申請しない土地

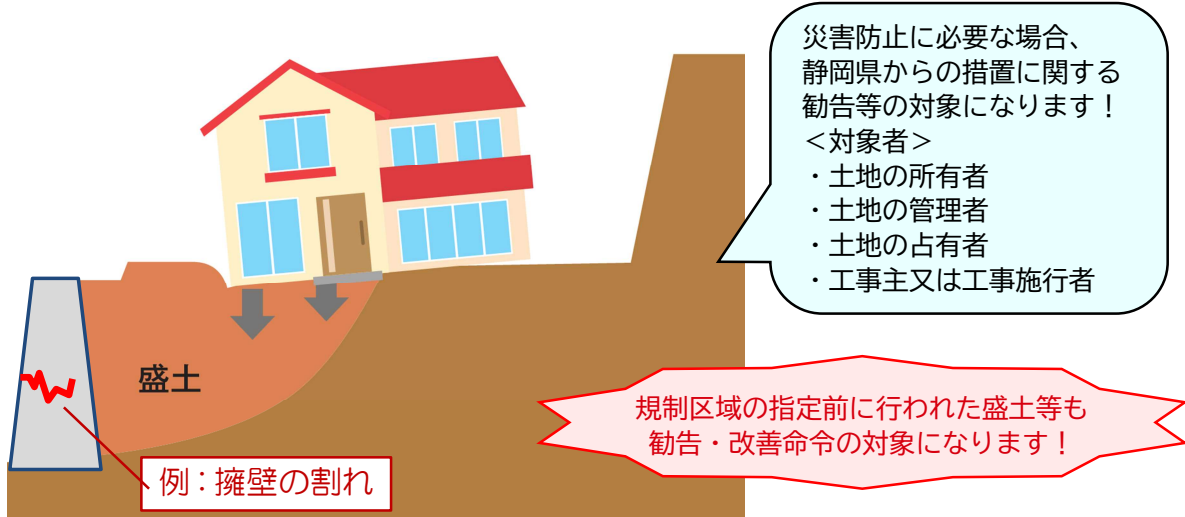
土地の使用禁止・制限
災害防止措置

5

土地の保全等

法第22・23・41・42条

土地の所有者等は、宅地造成等（規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持しなければなりません。

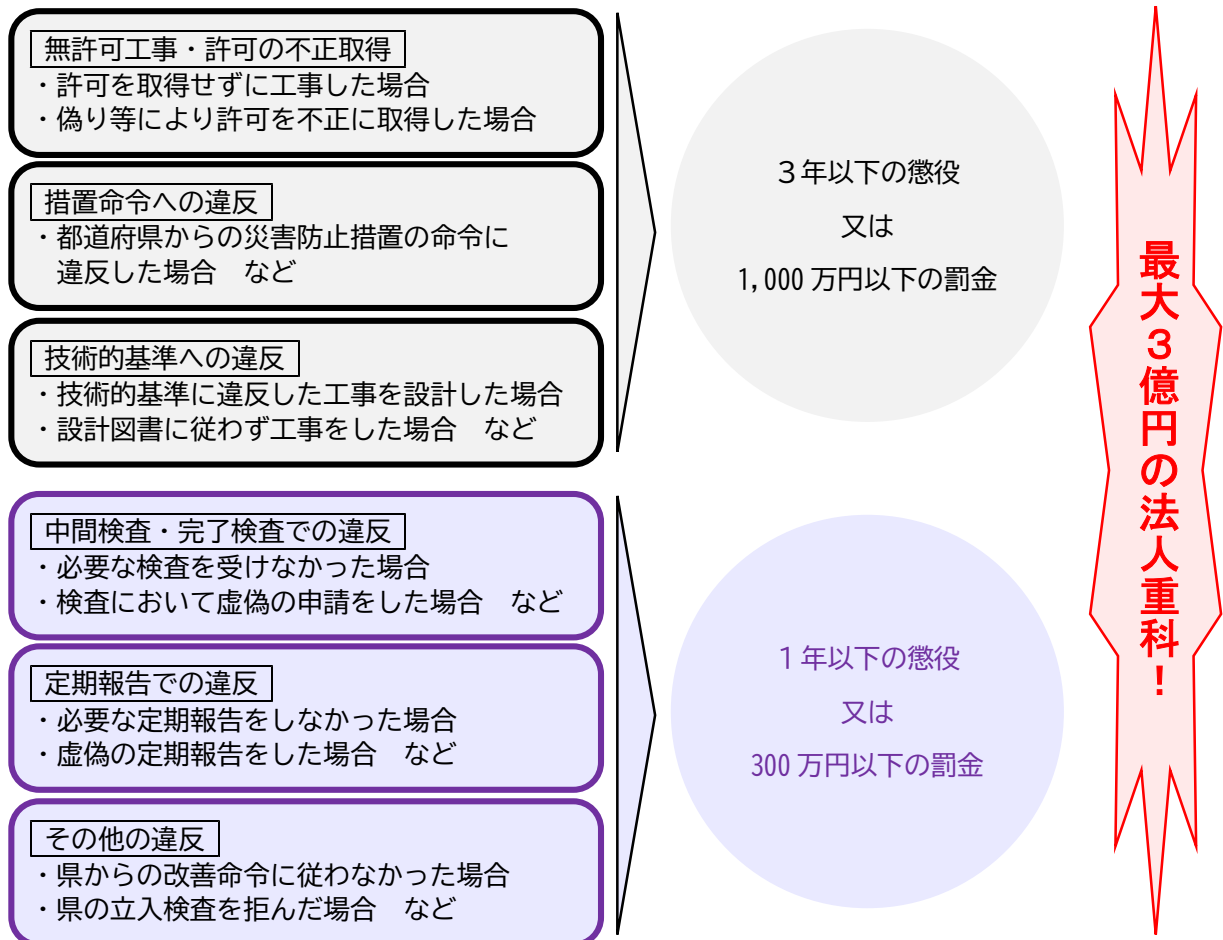


6

罰則

法第55～61条

法令に違反した場合は、重い罰則の対象となります。（主な罰則は以下のとおり）



1 許可の対象 法第2・12・32条、政令第3条ほか

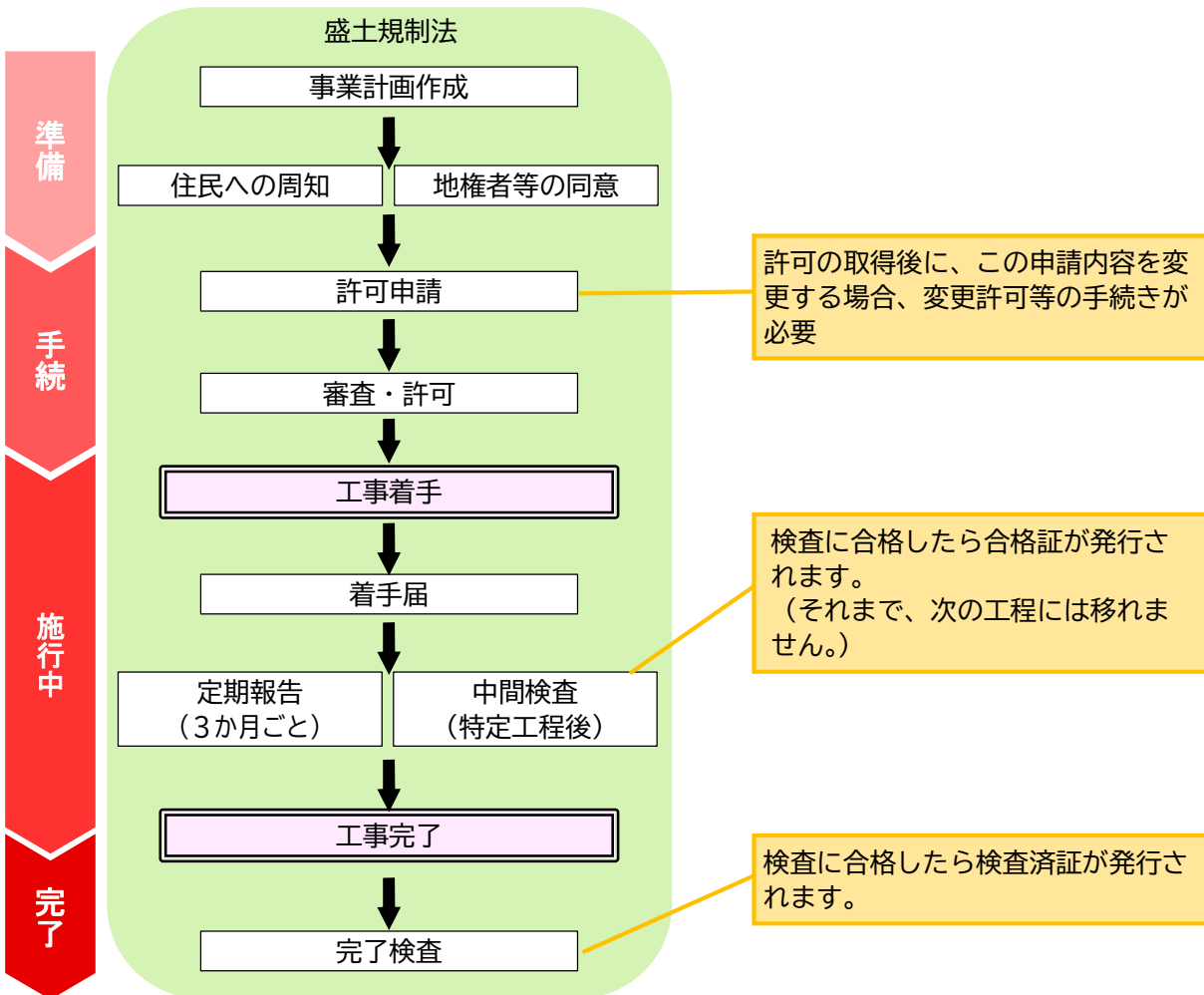
以下のいずれかに該当する工事で、令和7年5月26日以降に着手するものが、盛土規制法の許可の対象となります。（令和7年5月25日以前に着手する工事については30ページをご確認ください。なお、許可が不要となる場合について31ページに掲載しています。）

- 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの
 - 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの
 - 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの
 - 盛土で高さが2m超となるもの
 - 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの
- 詳細は4ページ参照

2 許可工事の流れ（イメージ） 法第12・16～19条、施行条例第4・7～9条ほか

許可の対象となる工事は、以下の流れで進めることとなります。

また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。



名称	必要となる場合	手続きの目的・添付書類	手続きのタイミング
①許可申請	許可の対象となる宅地造成・特定盛土等を行おうとする場合	工事計画等が許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞11ページの書類	工事への着手前
②変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画等の変更が、許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	工事計画の変更前
③軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合（工事主の名称の変更等）	許可工事について、許可情報の軽微な変更を把握するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	変更後 遅滞なく
④着手届	許可工事に着手した場合	許可工事について、着手されたことを把握するため ＜添付書類＞標識の写真、工程表等	工事着手から 10日以内
⑤定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合、3ヶ月ごとに必要	許可工事について、基準に沿って安全対策が行われているかを定期的に確認するため ＜添付書類＞施工状況・盛土材料の写真等	2,5,8,11 各月末日
⑥中間検査申請	一定規模以上の許可工事について特定工程（暗渠排水等）を実施した場合	許可工事のうち、特定工程が計画どおりに行われたかを検査するため ＜添付書類＞構造明細、図面、工事写真等	特定工程完了から 4日以内
⑦地位承継の届出（一般承継）	許可を受けた工事主の地位を一般承継（相続・法人合併等）をする場合	承継の事実を把握するため ＜添付書類＞承継の原因となった事実があったことを証する書面等	承継後 遅滞なく
⑧地位承継承認申請（特定承継）	許可を受けた工事主から地位を特定承継（売買等による承継）をする場合	承継する者が基準を満たすか審査するため ＜添付書類＞工事の権原取得に係る書類、資力・信用に係る書類、地権者の同意書等	承継した者による 工事着手前
⑨完了検査申請	許可工事について、計画どおりに工事を完了した場合	許可工事について、許可どおりに工事が完了されたかを検査するため ＜添付書類＞工事の前後の写真等	工事完了から 4日以内
⑩廃止届等	許可工事について、許可と異なる形で、工事を廃止・休止・再開する場合	現場が危険な状態で放置されないように、廃止・休止の前に安全上の措置を審査するため。また、再開の事実を把握するため。 ＜添付書類＞安全上の措置の計画書等	廃止・休止をする前 （再開は、15日以内）

（注意）この表において、「許可工事」とは①又は②の許可を取得した工事を指します。

4

住民への周知

法第11条、省令第6条ほか

許可の取得に当たっては、以下のいずれかの方法で、周辺地域の住民への周知が必要です。ただし、溪流等における高さが15メートルを超える盛土については、住民説明会の開催が必須となるため、あらかじめ県へご相談ください。



住民説明会



書面配布



掲示板&インターネット掲示

周知の内容

住民周知措置実施ガイドラインを参照

- 工事主の氏名又は名称
- 盛土又は切土の高さ、土地の面積、土量
- 工事が施行される土地の所在地
- 盛土又は切土の目的
- 工事施行者の氏名又は名称
- 窓口（問い合わせ先）
- 工事の着手予定日、完了予定日
- その他必要な事項

周知の対象範囲

住民周知措置実施ガイドラインを参照

盛土等の区分に応じ、周知を行うことが必要となる住民の範囲を判断します。

区分		対象範囲 (区分ごとの全範囲で周知が必要)
盛土	谷埋め盛土	①溪流等 ^{※1} の範囲 ②土砂災害警戒区域（土石流）が溪流等の下流にあれば、その箇所を含む自治会等の範囲 ③土砂災害警戒区域（土石流）が、溪流等の下流になれば、溪流等から下流側100m以内の自治会等の範囲
	腹付け盛土	④盛土等の境界（法尻）から、水平距離2h ^{※2} の範囲（下流側以外） ⑤④から下流側に100mの範囲
	平地盛土	⑥盛土等の境界（法尻）から、水平距離2h ^{※2} の範囲
切土	傾斜地の場合	⑦切土の境界から水平距離2h ^{※2} の範囲（下流側以外） ⑧⑦から下流側に100mの範囲
	平地の場合	⑨切土の境界から水平距離2h ^{※2} の範囲

例) 谷埋め盛土で、土砂災害警戒区域（土石流）が溪流等の下流にある場合



①溪流等の範囲

②溪流等の下流を含む自治会等の範囲

(この例では、③は該当なし)

※1 溪流等の具体的な場所は、静岡県ウェブサイトに掲載

※2 「水平距離2h」とは、盛土・切土の最大高さhの2倍の距離

5

許可申請書への添付書類

省令第7条第1項、細則第4条第1項ほか

盛土規制法の許可申請に当たっての添付資料は以下のとおりです。
添付資料の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

種別	添付書類										
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">位置図</td> <td style="padding: 2px;">崖の断面図※²</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">地形図</td> <td style="padding: 2px;">擁壁の断面図</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">土地の平面図※¹</td> <td style="padding: 2px;">擁壁の背面図</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">土地の断面図※¹</td> <td style="padding: 2px;">崖面崩壊防止施設の断面図</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">排水施設の平面図</td> <td style="padding: 2px;">崖面崩壊防止施設の背面図</td> </tr> </table> ・ 構造計算書（該当する擁壁、崖面崩壊防止施設等を設置する場合） ・ 大臣認定擁壁の証明書（大臣認定擁壁を設置する場合） ・ 安定計算書（大規模盛土などの場合） ・ 設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁や、盛土・切土をする面積1,500㎡超の土地における排水施設がある場合） ・ 求積図 ・ 工程表 ・ 排水施設流量計算書、防災計画平面図、防災施設構造図、防災施設構造計算書 	位置図	崖の断面図※ ²	地形図	擁壁の断面図	土地の平面図※ ¹	擁壁の背面図	土地の断面図※ ¹	崖面崩壊防止施設の断面図	排水施設の平面図	崖面崩壊防止施設の背面図
位置図	崖の断面図※ ²										
地形図	擁壁の断面図										
土地の平面図※ ¹	擁壁の背面図										
土地の断面図※ ¹	崖面崩壊防止施設の断面図										
排水施設の平面図	崖面崩壊防止施設の背面図										
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地調書 ・ 地権者等の同意を証する書類 ・ 土地登記事項証明書、公図の写し 										
資力 ・ 信用 ・ 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画書 ・ 盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書 ・ 直近3年間の財務諸表（法人の場合。貸借対照表、損益計算書、個別注記表） ・ 直近3年間の納税証明書（個人は所得税、法人は法人税） ・ 申請者の証明書類（個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書） ・ 役員全員の住民票の写し（法人の場合） ・ 申請者の信用に関する申告書 ・ 工事施行者の施工能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地付近の状況写真（撮影位置図を添付） ・ 周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類 ・ 申請書類のチェックリスト 										

※1 現状と計画を比較できるように作成してください。

※2 崖の断面図は、土地の断面図のうち、崖の箇所（地表面が水平面に対し、角度が30度を
超える箇所（風化していない硬岩盤を除く））を拡大したものとなります。

<補足事項>

その他の手続きに関する添付資料については、「申請の手引き」をご確認ください。

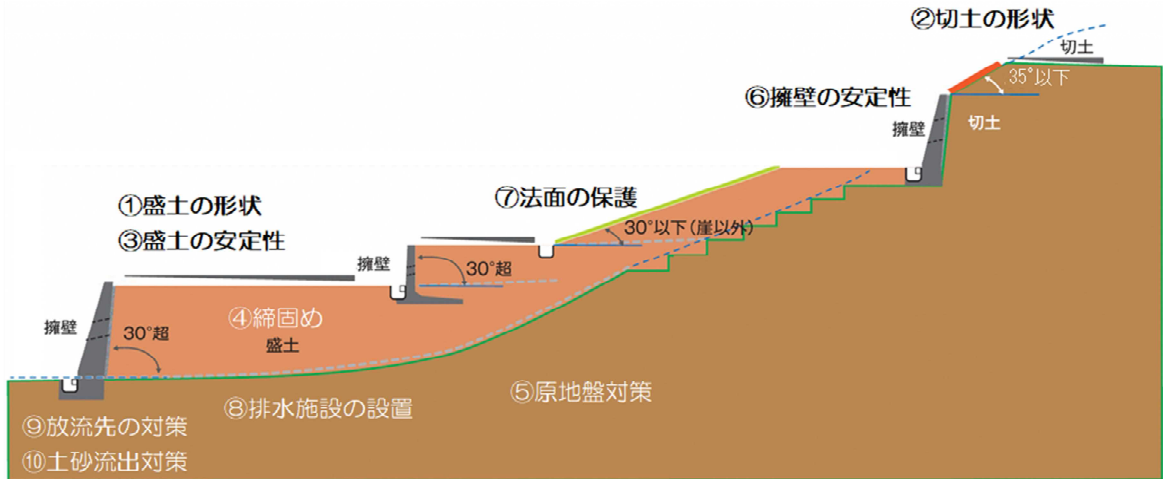
6

許可基準

法第12条第2項・13条、政令第6～22条、細則第5条ほか

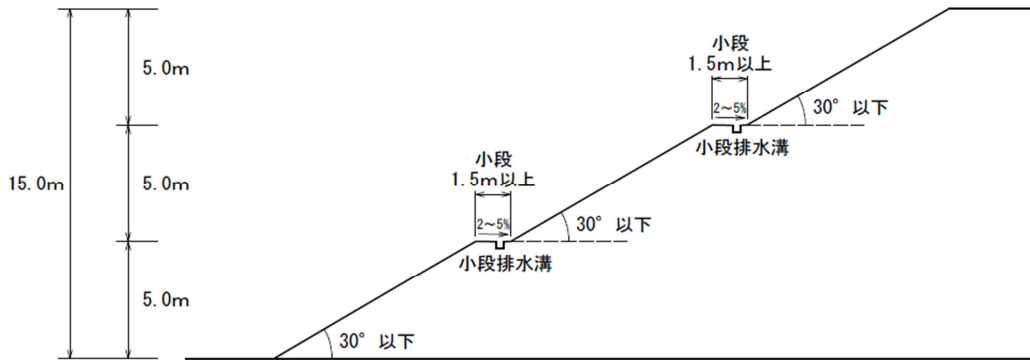
盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

技術的基準（宅地造成・特定盛土等）



① 盛土の形状

- 盛土の高さ及び法面の勾配は、原則として高さ15m以下、かつ、法面勾配30度以下とする必要があります。
- 高さが5m以上の盛土については、高さ5mごとに幅1.5m以上の小段を設ける必要があります。また、小段には排水溝を設置する必要があります。



② 切土の形状

- 切土法面の勾配は、35度以下又は下表に示す土質ごとの勾配（擁壁を設置しない場合）とする必要があります。
- 高さが5m以上の切土については、高さ5mごとに幅1.5m以上の小段を設ける必要があります。

切土法面における擁壁の設置を要しない勾配

土質	勾配	
	崖の上端からの垂直距離 5m超の場合	崖の上端からの垂直距離 5m以下の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下 （約1：0.6）	80度以下 （約1：0.2）
風化の著しい岩	40度以下 （約1：1.2）	50度以下 （約1：0.9）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、富士マサその他これらに類するもの	35度以下 （約1：1.5）	45度以下 （約1：1.0）

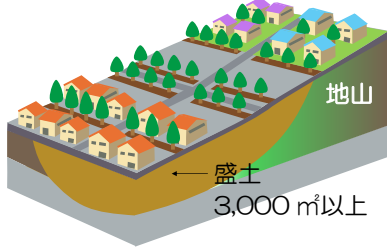
③ 盛土の安定性

- 大規模な盛土を施工する場合には、安定計算により常時及び地震時における盛土の安定性を確認する必要があります。

◆大規模な盛土とは、以下の盛土をいいます。

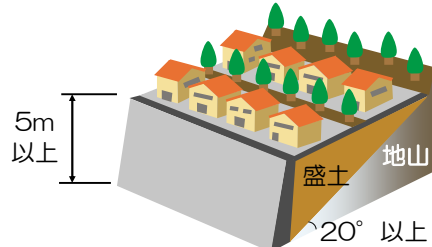
- 谷埋め型大規模盛土（溪流等における 3,000 m²以上の谷埋め盛土）
- 腹付け型大規模盛土（地盤勾配 20 度以上かつ高さが 5m 以上の腹付け盛土）
- 高さ 15m を超える盛土
※溪流等の範囲は、静岡県ウェブサイト等で公開します。

〔谷埋め型大規模盛土〕



盛土をする土地の面積が 3,000 m²以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定されるもの

〔腹付け型大規模盛土〕



盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上となるもの

④ 締固め

- 盛土の地盤の沈下や崩壊が生じないように、一定の盛土厚（30cm 以下）ごとにローラーなどの建設機械を用いて締固めを行う必要があります。
- 「溪流等における 15m を超える盛土」又は「谷埋め型大規模盛土」を施工する場合には、土質に応じて締固め度、空気間げき率のいずれかの方法で締固め管理を行う必要があります。

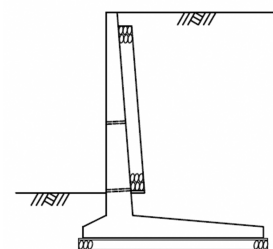
⑤ 原地盤対策

- 軟弱地盤や液状化等の発生のおそれのある土地で盛土をする場合には、地盤の沈下やその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、適切な検討及び措置を講ずる必要があります。

⑥ 擁壁の安定性

- 以下の一定規模以上の擁壁は、耐震設計を必須とします。

区分	規模	耐震設計
義務設置擁壁 （政令第8条 に規定される 擁壁）	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m を超える擁壁 谷埋め型大規模盛土に設置する擁壁 腹付け型大規模盛土に設置する擁壁 高さ 15m を超える盛土、切土に設置する擁壁 	必須
	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 1m を超える崖（盛土）に設置する擁壁 高さ 2m を超える崖（切土）に設置する擁壁 	—



擁壁のイメージ図

⑦ 法面の保護

- 盛土及び切土により生じる法面や地表面には、擁壁や法面保護工などにより保護する必要があります。

土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面※1	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面※2	法面保護工※3
切土	崖面※1	擁壁/崖面崩壊防止施設※4
	崖面以外の地表面※2	法面保護工※3

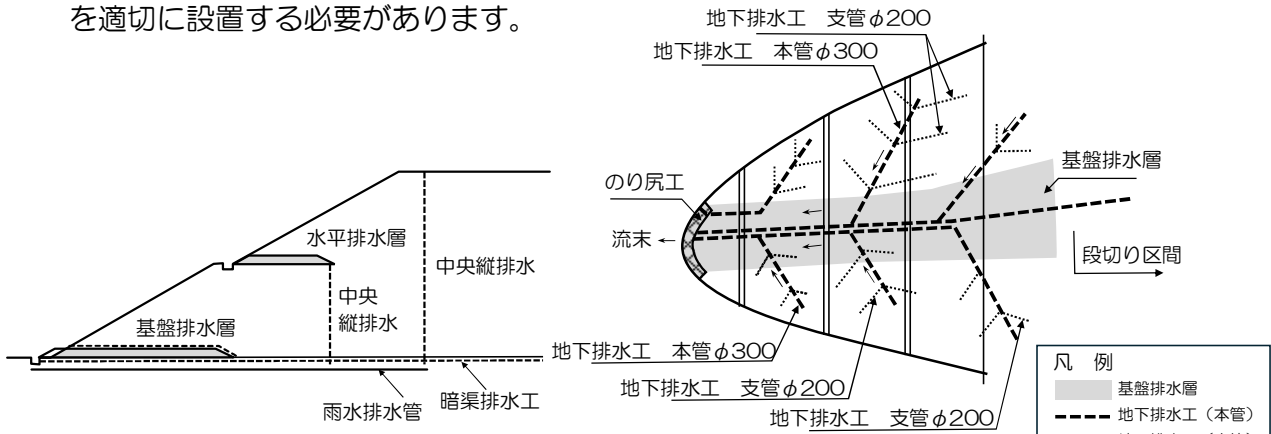
- ※1 崖面とは、水平面に対し30度を超えるものをいう。
- ※2 崖面以外の地表面とは、水平面に対し30度以下のものをいう。
- ※3 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。
- ※4 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く。



法面保護工の施工例

⑧ 排水施設の設置

- 盛土における地表水や地下水を排除するため、地表水排除工や地下水排除工等の排水施設を適切に設置する必要があります。



盛土の排水施設の概要図

溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例の概要図

⑨ 放流先の対策

- 工事区域内の排水を有効かつ適切に行うため、放流先の管理者との協議及びその同意を得た上で適切な放流先に接続する必要があります。また、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、調整池等の適当な施設を設置することを妨げません。

⑩ 土砂流出対策

- 工事区域外に土砂等が流出しないよう、防災施設（仮設防災調整池、沈砂池、仮排水路など）を適切に設置する必要があります。



仮設防災調整池の設置例

資力・信用・施工能力

- ・工事主に、安全に工事を完了すると認められるだけの資力・信用があるか審査します。
- ・また、工事施行者（受注者）に、安全に工事を完了する能力があるか審査します。



資力の審査
資金不足から安全面が疎かになるおそれがないか 等



信用の審査
過去に違法な造成行為をしていないか 等



施工能力の審査
工事施行者が、十分な経験や技術を備えているか 等

その他

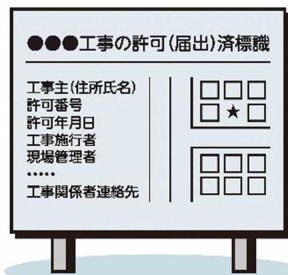
その他、周辺地域の住民への周知を行っているか、工事設計者が必要な資格を有しているか（一定の措置を講じる場合）、工事箇所の地権者等の全員から同意を得ているか等を審査します。



周辺地域の住民への周知が必要 設計者が資格を満たすことが必要 地権者等の全員から同意が必要

許可を取得したら・・・
標識の設置を！

盛土規制法の許可を取得した工事の現場では標識の設置が必要です。



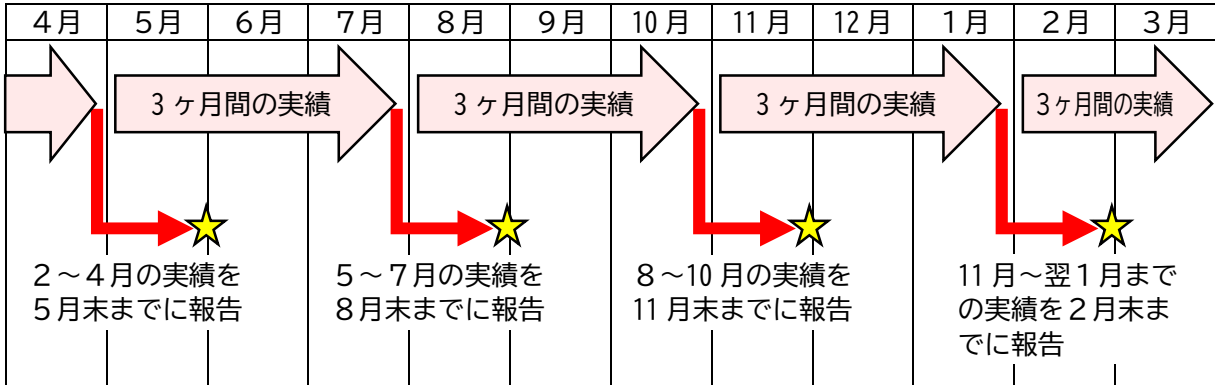
- 省令第87条の項目の掲示が必要
- ・工事主の氏名、代表者、住所
 - ・許可年月日、許可番号
 - ・工事施行者の氏名（名称）
 - ・工事期間
 - ・見取り図
 - ・盛土等の高さ、面積、土量
 - ・連絡先 ほか

7

定期報告

法第19条、政令第25条、省令第48～50条、施行条例第2条、細則第10～11条ほか

盛土規制法の許可を受けた工事で一定規模を超えるものは、3ヶ月ごとに定期報告が必要となります。



対象となる規模

以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの
- 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの
- 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの
- 盛土で高さが5m超となるもの
- 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの

17ページの「中間検査」の対象となる規模も同様

報告事項

- 土地の所在地、許可年月日、許可番号、前回の報告年月日
- 盛土又は切土の高さ
- // 面積
- // 土量
- 擁壁等の工事の施行状況
- 盛土に用いた土石の性質
(粒度の良い砂や礫及び細粒分混じり礫、粒度の悪い砂、岩塊、砂質土、硬い粘質土、火山灰質粘性土、特殊土壌等の性質を報告)
- 盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- 工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況
(仮設防災調整池、防災ダム、沈砂地、仮排水路、法面保護工等の施行状況)

8

中間検査

法第18条、政令第23～24条、省令第45～46条

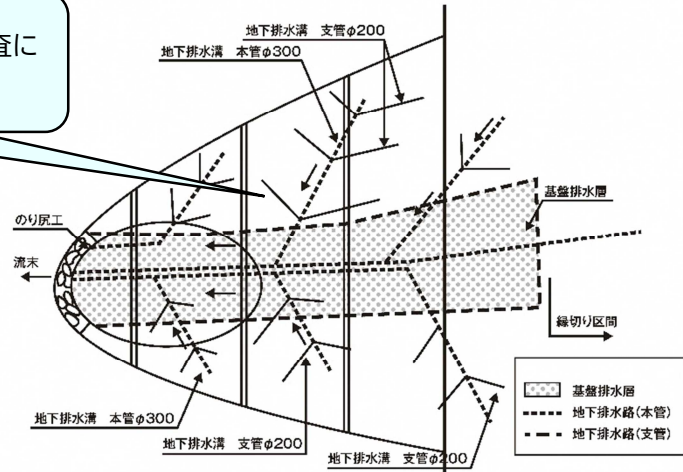
盛土規制法の許可を受けた工事で、一定規模（16ページに掲載する定期報告の対象規模と同じ）を超えるもので、計画の中に「特定工程（暗渠排水施設等の工程）」を含むものについては、特定工程が適切に完了されたことを確認するため、中間検査を実施します。

中間検査の申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に必要です。

特定工程の次の工程に進むには、中間検査に合格し、合格証を受ける必要があります。



暗渠排水施設の設置例



9

みなし許可

法第15条第1・2項ほか

以下の案件は、許可を取得したものとみなされます。みなし許可案件については、一部手続きが異なります。

- ・令和7年5月26日以降に開発許可（都市計画法第29条第1・2項）を取得した案件
- ・国や都道府県等（都道府県・政令市・中核市）が行う工事で、静岡県知事との協議が成立した案件

<みなし許可案件で必要となる手続き>

区分	開発許可を取得した案件 (令和7年5月26日以降の取得)	国や都道府県等が行う工事 (静岡県知事との協議が成立した案件)
許可申請	不要（都市計画法で手続き）	不要（協議が必要）
標識の設置	必要	必要
定期報告	必要	必要
中間検査	必要	必要
変更許可・変更届	不要（都市計画法で手続き）	必要
完了検査	不要（都市計画法で手続き）	必要

1 許可の対象 法第12・32条、政令第4条ほか

以下のいずれかに該当する工事で、令和7年5月26日以降に着手するものが、盛土規制法の許可の対象となります。（令和7年5月25日以前に着手する工事については30ページをご確認ください。なお、許可が不要となる場合について31ページに掲載しています。）

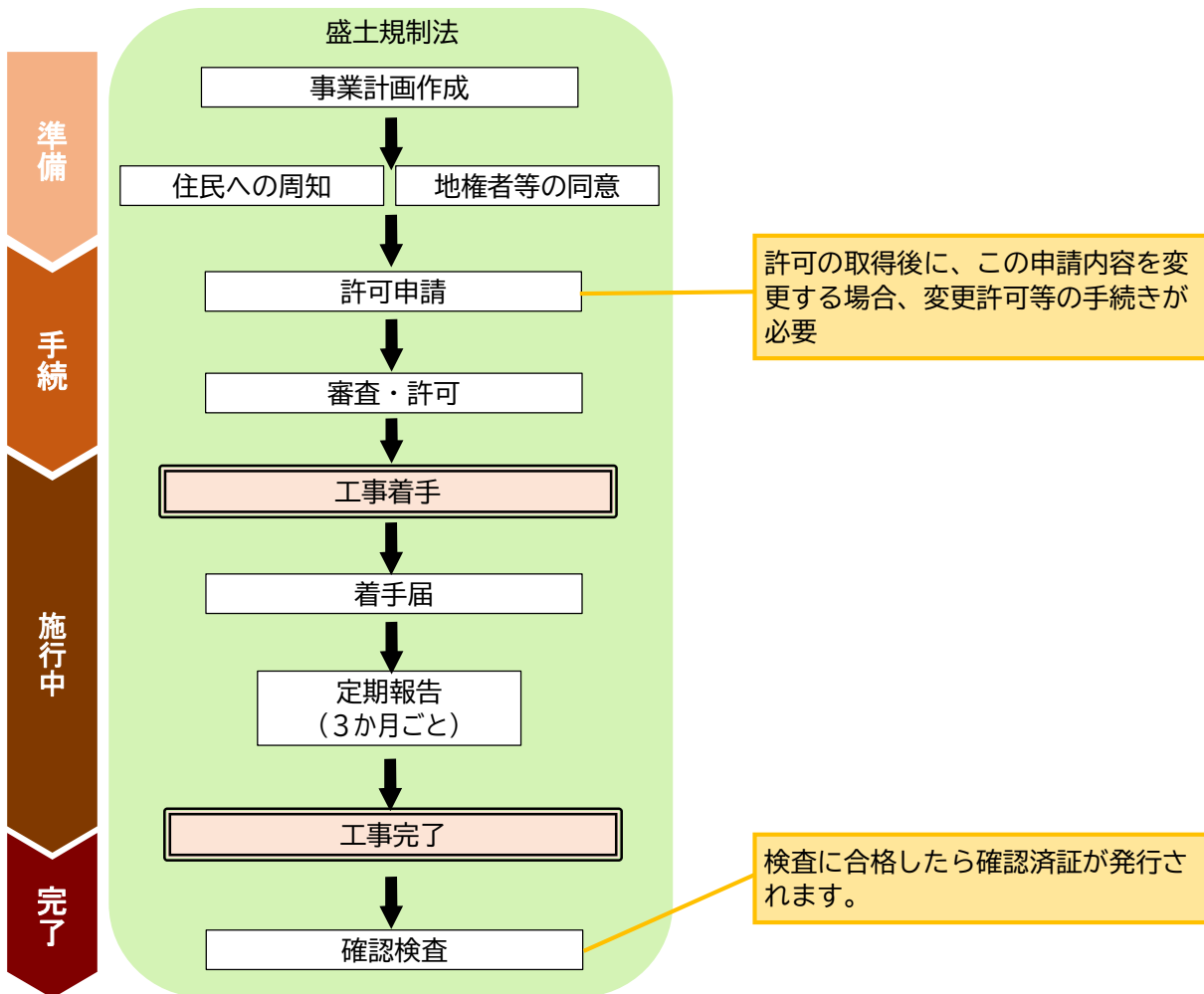
また、許可期間は最大5年のため、5年を超えて工事を行う場合は、変更許可の取得が必要となります。

- 最大時に堆積する高さが2m超、かつ面積が300㎡超となるもの
 - 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
- 詳細は4ページ参照

2 許可工事の流れ（イメージ） 法第12・16～17条、施行条例第4・7～9条ほか

許可の対象となる工事は、以下の流れで進めることとなります。

また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。



名称	必要となる場合	手続きの目的・添付書類	手続きのタイミング
①許可申請	許可の対象となる土石の堆積を行おうとする場合	工事計画等が許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞21ページの書類	工事への着手前
②変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画等の変更が、許可基準を満たしているか審査するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	工事計画の変更前
③軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合（工事主の名称の変更等）	許可工事について、許可情報の軽微な変更を把握するため ＜添付書類＞変更内容に関する書類等	変更後遅滞なく
④着手届	許可工事に着手した場合	許可工事について、着手されたことを把握するため ＜添付書類＞標識の写真、工程表等	工事着手から10日以内
⑤定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合、3ヶ月ごとに必要	許可工事について、基準に沿って安全対策が行われているかを定期的を確認するため ＜添付書類＞施工状況の写真等	2,5,8,11各月末日
⑥地位承継の届出（一般承継）	許可を受けた工事主の地位を一般承継（相続・法人合併等）をする場合	承継の事実を把握するため ＜添付書類＞承継の原因となった事実があったことを証する書面等	承継後遅滞なく
⑦地位承継承認申請（特定承継）	許可を受けた工事主から地位を特定承継（売買等による承継）をする場合	承継する者が基準を満たすか審査するため ＜添付書類＞工事の権原取得に係る書類、資力・信用に係る書類、地権者の同意書等	承継した者による工事着手前
⑧確認検査申請	許可工事について、計画どおりに工事を完了した場合	許可工事について、堆積されていた全ての土石の除去がなされたかを検査するため ＜添付書類＞工事の前後の写真等	工事完了から4日以内
⑨廃止届等	許可工事について、許可と異なる形で、工事を廃止・休止・再開する場合	現場が危険な状態で放置されないように、廃止・休止の前に安全上の措置を審査するため。また、再開の事実を把握するため。 ＜添付書類＞安全上の措置の計画書等	廃止・休止をする前（再開は、15日以内）

（注意）この表において、「許可工事」とは①又は②の許可を取得した工事を指します。

また、許可期間は最大5年間となります。

4 住民への周知 法第11条、省令第6条ほか

許可の取得に当たっては、以下のいずれかの方法で周辺地域の住民への周知が必要です。



住民説明会



書面配布



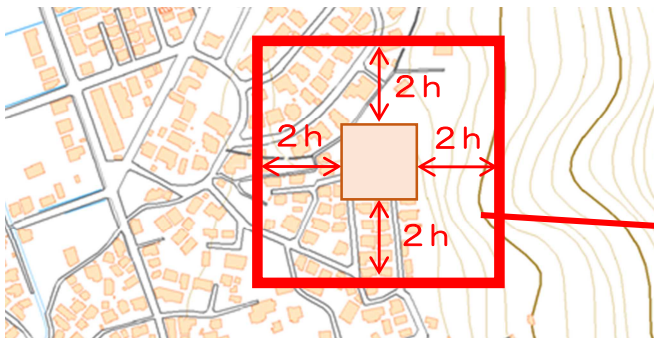
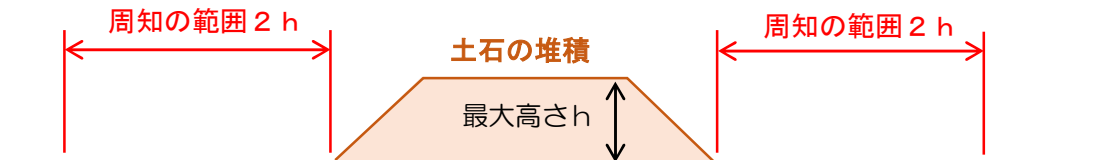
掲示板&インターネット掲示

周知の内容 住民周知措置実施ガイドラインを参照

- 工事主の氏名又は名称
- 工事が施行される土地の所在地
- 工事施行者の氏名又は名称
- 工事の着手予定日、完了予定日
- 土石の堆積の高さ、土地の面積、土量
- 土石の堆積の目的
- 窓口（問い合わせ先）
- その他必要な事項

周知の対象範囲 住民周知措置実施ガイドラインを参照

「土石の堆積の境界（法尻）から水平距離 $2h$ の範囲（土石の堆積の最大高さを h と設定した場合）」の範囲の住民に対し、周知を行うことが必要となります。



〈周知の範囲の設定例〉
土石の堆積の境界（法尻）から水平距離 $2h$ の範囲

5

許可申請書への添付書類

省令第7条第2項、細則第4条第2項ほか

盛土規制法の許可申請に当たっての添付資料は以下のとおりです。
添付資料の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

種別	添付書類
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図※ ・ 土地の断面図※ </div> ・ 土石の堆積に講じた措置の内容が適切であることを証する書類（堆積した土石の滑動・崩壊に対する所定の措置を行う場合） ・ 大臣認定擁壁の証明書（大臣認定擁壁を設置する場合） ・ 設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁や鋼矢板、構台等がある場合） ・ 求積図 ・ 工程表 ・ 排水施設流量計算書、防災計画平面図
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地調書 ・ 地権者等の同意を証する書類 ・ 土地登記事項証明書、公図の写し
資力 信用 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画書 ・ 盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書 ・ 直近3年間の財務諸表（法人の場合。貸借対照表、損益計算書、個別注記表） ・ 直近3年間の納税証明書（個人は所得税、法人は法人税） ・ 申請者の証明書類（個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書） ・ 役員全員の住民票の写し（法人の場合） ・ 申請者の信用に関する申告書 ・ 工事施行者の施行能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地付近の状況写真（撮影位置図を添付） ・ 周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類 ・ 申請書類のチェックリスト

※ 現状と計画を比較できるように作成してください。

<補足事項>

その他の手続きに関する添付資料については、「申請の手引き」をご確認ください。

6

許可基準

法第12条第2項・13条、政令第6～22条、細則第5条ほか

盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

技術的基準(土石の堆積)

① 堆積した土石の崩壊を防止する措置

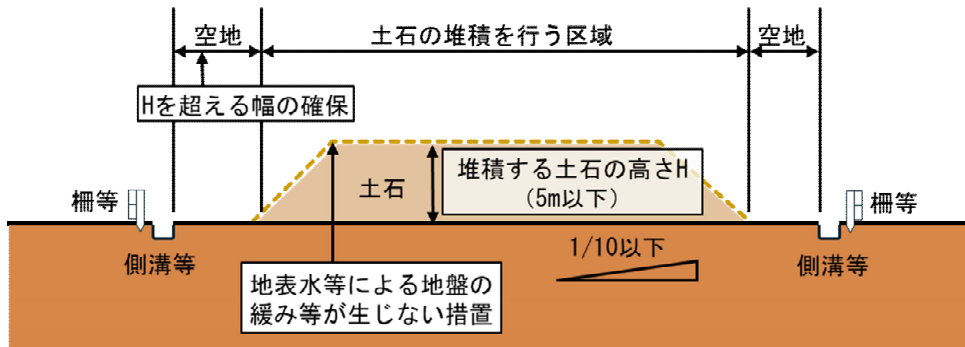
・土石の堆積を行う土地の勾配は、原則として10分の1以下とする必要があります。

② 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

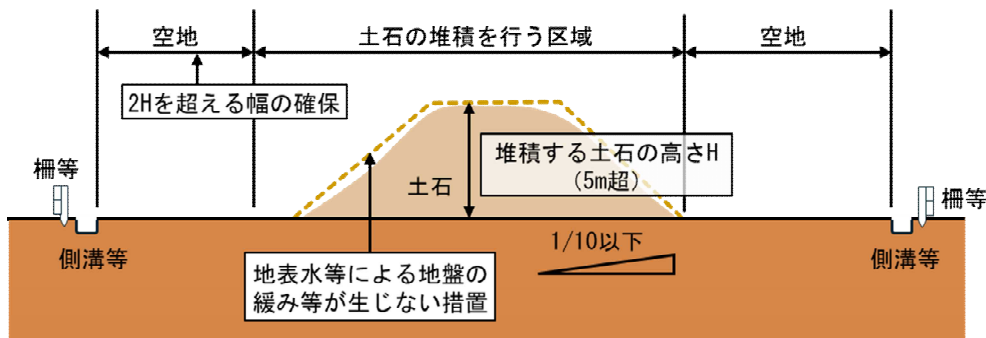
・土石の堆積を行うに当たり、次の(1)～(3)の措置を講ずる必要があります。なお、以下に示す〔主務省令で定める措置〕のいずれかを講ずる場合には、(1)～(2)の措置は不要となります。

(1) 土石の堆積を行う区域の周囲に、高さに応じた空地を設ける。

(ア) 堆積する土石の高さが5m以下の場合 ⇒ 当該高さを超える幅の空地



(イ) 堆積する土石の高さが5mを超える場合 ⇒ 当該高さの2倍を超える幅の空地



(2) 側溝等の外側に柵等を設けるとともに、見やすい場所に立入り防止柵の設置を行う。

(3) 空地の外側に側溝等を設置し、地表水を適切に排除する。

〔主務省令で定める措置〕

(1) 鋼矢板等の設置

- ・堆積高さを超える鋼矢板等の施設を設置する。
- ・想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下を生じない構造とする。

(2) 緩勾配による堆積及び防水性のシート等による保護

- ・1：2.0よりも緩い勾配とする。
- ・堆積した土石を防水性のシート等で覆う。

資力・信用・施工能力

- ・工事主に、安全に工事を完了すると認められるだけの資力・信用があるか審査します。
- ・また、工事施行者（受注者）に、安全に工事を完了する能力があるか審査します。



資力の審査
資金不足から安全面が疎かになるおそれがないか 等



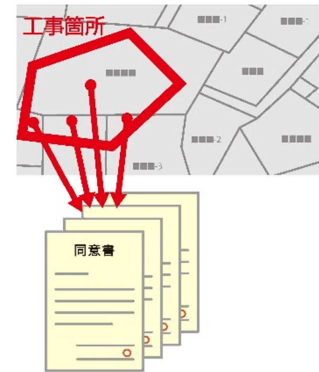
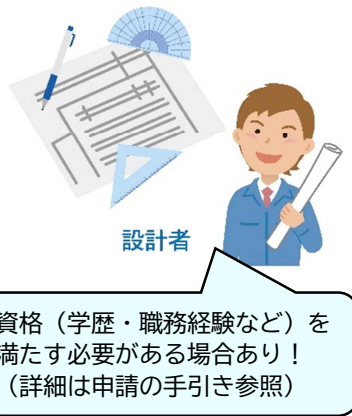
信用の審査
過去に違法な造成行為をしていないか 等



施工能力の審査
工事施行者が、十分な経験や技術を備えているか 等

その他

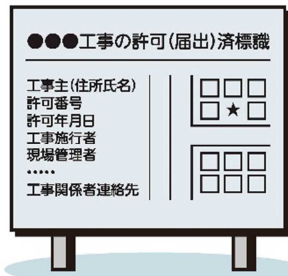
その他、周辺地域の住民への周知を行っているか、工事設計者が必要な資格を有しているか（一定の措置を講じる場合）、工事箇所の地権者等の全員から同意を得ているか等を審査します。



周辺地域の住民への周知が必要 設計者が資格を満たすことが必要 地権者等の全員から同意が必要

許可を取得したら・・・
標識の設置を！

盛土規制法の許可を取得した工事の現場では標識の設置が必要です。



- 省令第87条の項目の掲示が必要
- ・工事主の氏名、代表者、住所
 - ・許可年月日、許可番号
 - ・工事施行者の氏名（名称）
 - ・工事期間
 - ・見取り図
 - ・土石の堆積の高さ、面積、土量 ほか
 - ・連絡先

第4編 盛土規制法の手続き（土石の堆積）

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

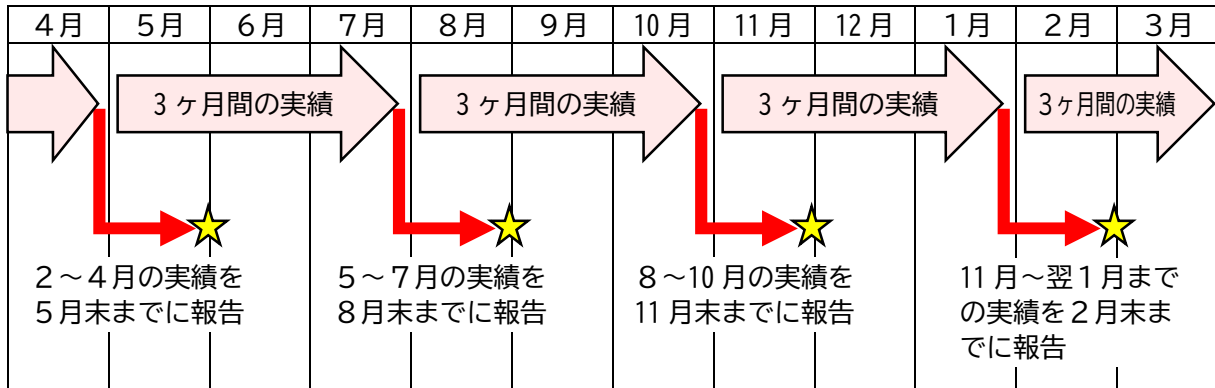
盛土規制法の手続き（土石の堆積）

7

定期報告

法第19条、政令第25条、省令第48～50条、施行条例第2条、細則第10～11条ほか

盛土規制法の許可を受けた工事で一定規模を超えるものは、3ヶ月ごとに定期報告が必要となります。



対象となる規模

以下のいずれかに該当するものが対象となります。

- ・最大時に堆積する高さが5m超、かつ面積が1,500㎡超となるもの
- ・最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの

報告事項

- ・土地の所在地、許可年月日、許可番号、前回の報告年月日
- ・堆積している土石の高さ
- ・ // 面積
- ・ // 土量
- ・期間中に堆積又は除去された土石の土量
- ・災害の防止のため必要な措置の状況
(排水施設、構台、鋼矢板・擁壁、防水性のシート等の施行状況)

みなし許可

国や都道府県等が行う工事で、静岡県知事との協議が完了した案件は、許可を取得したものとみなされます。ただし、許可申請は不要となりますが、その後の定期報告は盛土規制法に基づき行うことになります。

工事に付随する土石の堆積

工事の施行に付随して行われるものであって、その工事に使用する土石又はその工事で発生した土石を、工事現場（又はその付近）に一時的に堆積するものは、以下の①～③に挙げる要件を全て満たす場合、許可の取得が不要となる場合があります。

詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

<要件>

種別	内容
①工事に付随するもの	主となる本体工事があった上で、以下の2つを両方とも満たすこと ・「当該工事に使用する土石 ^{※1} 」や「当該工事から発生した土石」を、当該工事現場やその付近に一時的に堆積するもの ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの
②工事の現場又はその付近で行われるもの	以下のいずれかで行われる土石の堆積であること ・工事の現場 ^{※2} ・本体工事の主任技術者等が、本体工事の現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 ^{※3}
③本体工事の期間中に行われるもの	本体工事の期間中に行われるものであること

※1 「当該工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石（工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む）のこと

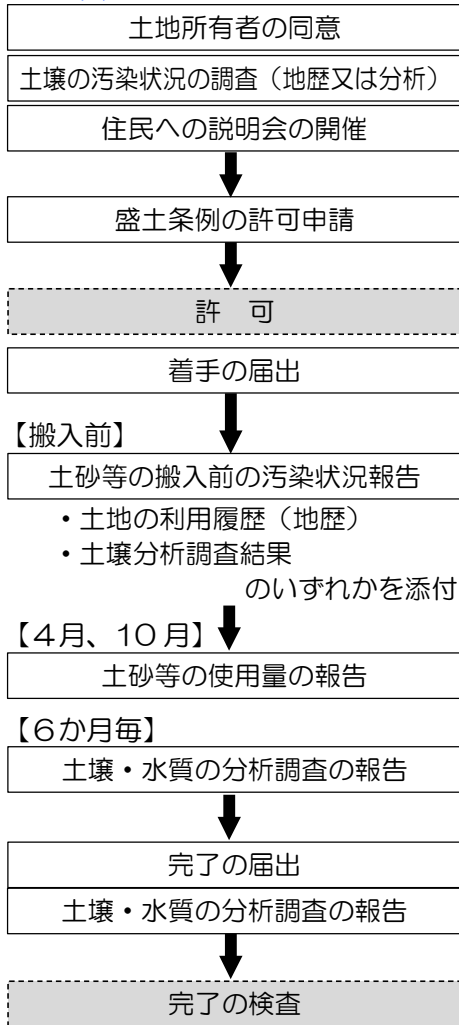
※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取扱う。

※3 工事現場間の直線距離が20 km以内のものに限る。

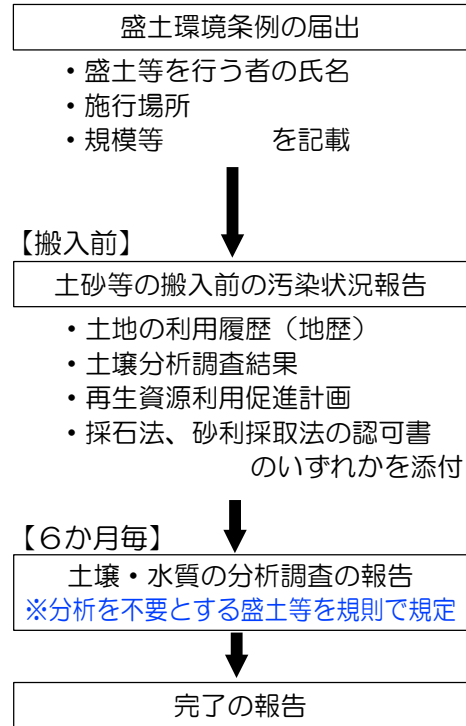
1 盛土条例と盛土環境条例の手続きの違い

盛土環境条例は
案段階のもの

<盛土条例>



<盛土環境条例>



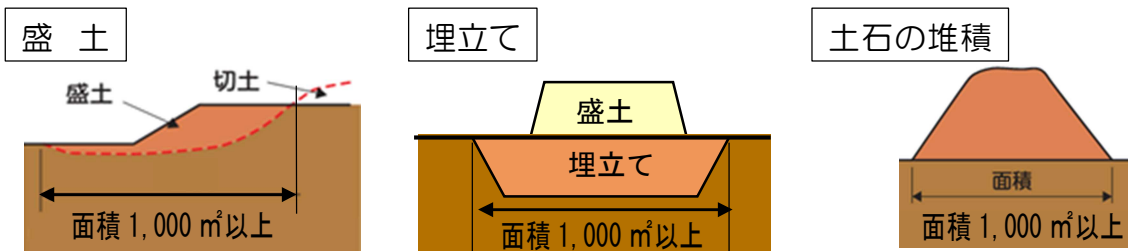
2 規制の対象（届出の対象）

盛土環境条例は
案段階のもの

盛土環境条例では、以下の盛土等のうち、1,000 m²以上のものを対象とします。

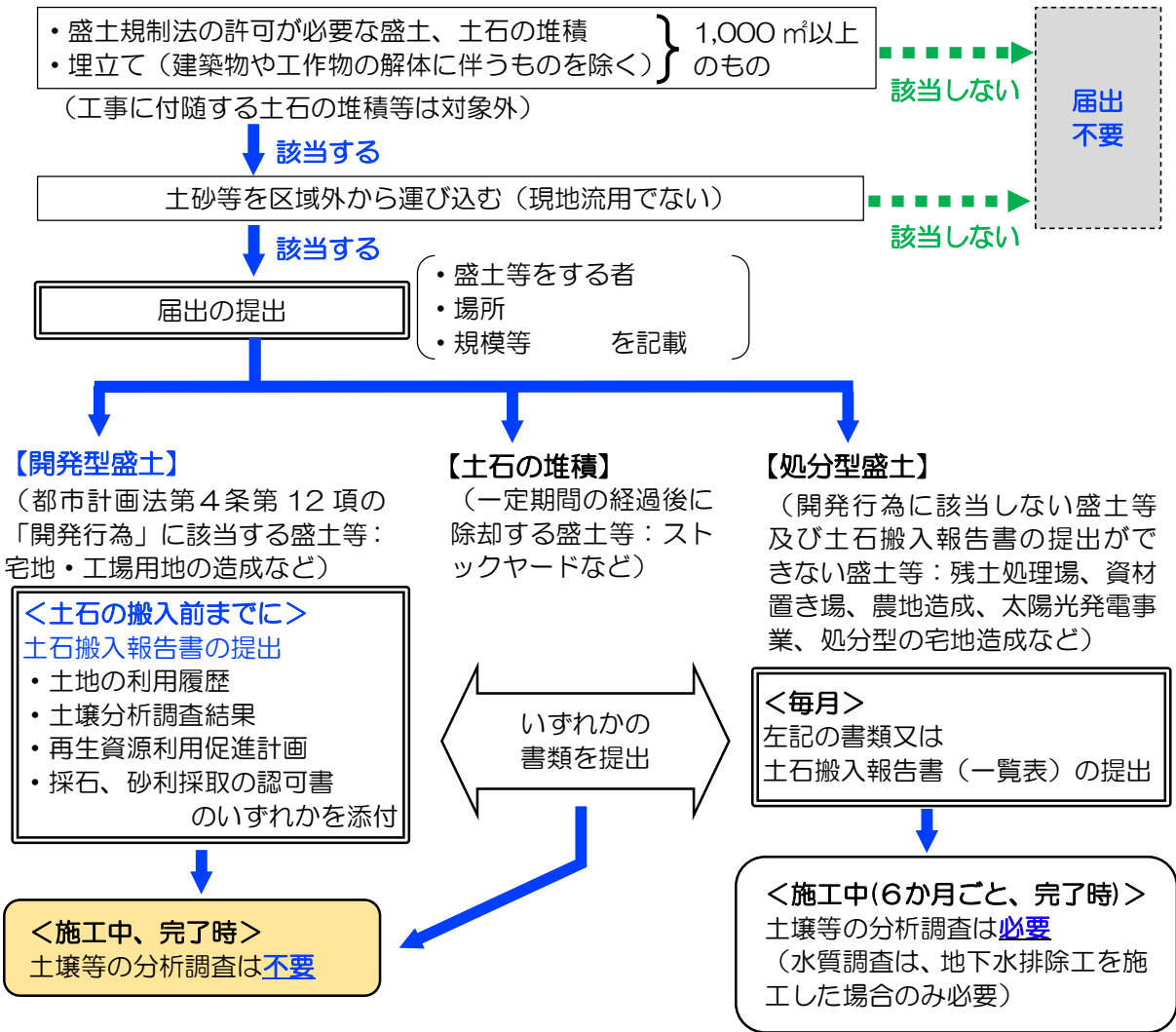
- ① 盛土規制法の許可・みなし許可の対象となる盛土、土石の堆積
- ② 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴うものを除く。）

なお、「工事に付随する土石の堆積（25 ページに掲載）」や「土石の現地流用（土石を区域外から運び込まないもの）」は対象外となります。



3 主な手続きの流れ（イメージ）

盛土環境条例は
案段階のもの



4 盛土等の区分

盛土環境条例は
案段階のもの

盛土環境条例における盛土等にはいくつか通称があります。

通称	定義	該当事例※
開発型盛土	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当する盛土	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成 工場用地造成
処分型盛土	「開発型盛土」、「土石の堆積」、「埋立て」以外	<ul style="list-style-type: none"> 残土処理場 資材置き場 太陽光発電所
土石の堆積	一時的な土石の積み重ねであり、計画期間後に土石を除却するもの	<ul style="list-style-type: none"> ストックヤード
埋立て	へこんだ土地への土砂の投入のこと。	<ul style="list-style-type: none"> 土石や砂利の採取跡地の埋立て 凹地の埋立て

※ 一般的なイメージとしての例示であり、工事目的や土砂の搬入状況によって判断します。

5

手続き一覧

盛土環境条例は
案段階のもの

(手続きの要否 ○：必要、－：不要)

名称	実施時期	手続きの要否				備考
		開発型 盛土	処分型 盛土	一時 堆積	埋立て	
事前の 手続き	土地所有者等の 同意の取得	—			○	同意の扱いは 盛土規制法に 準じる
	地域住民 への周知	—			○	周知の方法は 盛土規制法に 準じる
①盛土等 の届出	届出の対象となる盛土 等を行う前 (盛土規制法の許可申請 と同時など)	○				①と②は同時 に提出するこ とも可能
②土石の搬入 前の報告	新しい発生元から土石 の搬入を行おうとする 都度	○ (※1)	○ (※2)			
③着手の届出	盛土等を行った日から 10日以内	—			○	盛土規制法の許可 手続で実施
④水質・土壌 分析調査の 結果報告 (施工中)	着手日から6ヶ月ごと	—	○ (※3)	—	○ (※3)	土壌分析の方 法はスクリー ニング
⑤完了届 分析結果報告	届出を行った工事を 完了した日から14日 以内	○				盛土規制法に おける完了と 同時期程度
⑥水質・土壌 分析調査の 結果報告 (完了時)	盛土等の完了時 (調査結果が判明してか ら速やかに)	—	○ (※3)	—	○ (※3)	土壌分析の方 法は面積に応 じた5点混合

※1 開発型盛土であっても、発生元が不特定、発生時期が不定期などの理由から②が提出できず、搬入前に土石に汚染のおそれのないことが確認できない場合は、処分型盛土とみなすことがある。

※2 発生元が不特定や多数、発生時期が不定期などの理由から、搬入を行おうとする都度、②の提出ができない場合は、毎月、1か月間に受け付けた土砂搬入報告書の内容をまとめた一覧表による提出を認める。

※3 水質調査は、地下水排除工を設置する場合のみ実施

6 住民への周知

盛土環境条例は
案段階のもの

埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴うものを除く。）を行う際には、届出前に以下のいずれかの方法で住民への周知が必要です。

盛土規制法における周知と同じ手法・対象範囲になりますので、「第3編 盛土規制法の手続き（宅地造成・特定盛土等）」をご確認ください。



住民説明会



書面配布



掲示板&インターネット掲示

7 主な手続き

盛土環境条例は
案段階のもの

土石の搬入前の報告

盛土等に使用する土石に汚染のおそれがないければ、環境の汚染の防止が図られることから、土石の搬入前に盛土等に使用する土石に汚染のないことの確認が必要です。

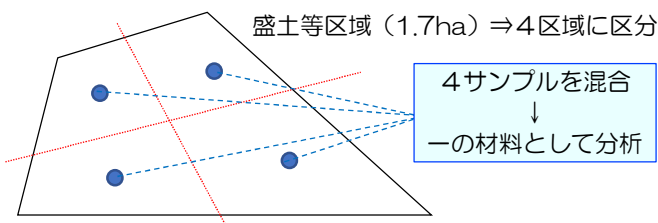
盛土等を行う者は、搬入される土石に汚染がないことを、以下のいずれかの書類により確認し、その結果を県又は政令市に提出してから、搬入することになります。

- 土地の利用状況等の調査結果
- 土壌分析調査の結果
- 採石法、砂利採取法の認可書
- 再生資源利用促進計画

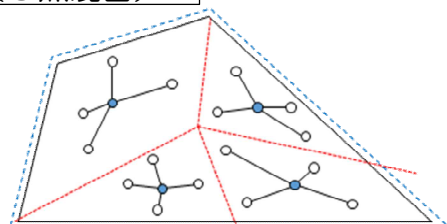
水質・土壌の分析調査の結果の報告

処分型盛土と埋立ての場合は、盛土等に着手してから6か月ごとと完了時に水質と土壌の分析調査を実施し、汚染のおそれのないことを確認し、その結果を県又は政令市に提出する必要があります。6か月ごとの報告と完了時では、土壌の分析調査方法が異なるので注意してください。

6か月ごとの方法
(スクリーニング)



完了時の方法
(5点混合)



1 その他手続き 法第21条第1・3・4項、施行条例第5～7条ほか

第3～5編でご紹介した手続きとは別に、以下の手続きも必要となる場合があります。

着手済の工事の届出 【重要】

令和7年5月25日以前に着手した案件は、改めて許可を取得する必要はありませんが、令和7年6月16日までに以下の届出を行うことが必要となります。なお、着手の時点の判別については、32ページをご覧ください。

名称	必要となる場合	手続きの目的	手続きのタイミング
①着手済工事の届出	令和7年5月25日以前に、既に着手されている工事の場合	規制区域の指定時点で、既に着手済の工事を把握するため	R7.6.16まで（R7.5.26から受付開始予定）
②変更届	①の届出を行った工事について、届出内容を変更する場合	届出内容の変更を把握するため	変更後の工事に着手する14日前まで
③完了届	①の届出を行った工事について、届出した計画どおり工事を完了した場合	工事が完了したことを把握するため	工事完了から15日以内
④廃止届等	①の届出を行った工事について、廃止・休止・再開する場合（計画途中での廃止等が対象）	計画どおり完了されない盛土等が、危険な状態で放置されないよう、安全上の措置の事前審査等をするため	廃止・休止の前（再開の場合は15日以内）

擁壁等の除却工事の届出

以下のいずれかの設備の全部又は一部を除却する工事を行う場合には、工事に着手する14日前までに、県に届出を行う必要があります。

- ・擁壁（高さが2mを超えるもの）
- ・崖面崩壊防止施設（高さが2mを超えるもの）
- ・地表水等を排除するための排水施設
- ・地滑り抑止ぐい

公共施設用地の転用の届出

公共施設用地（道路、公園、河川等、公共の用に供する施設の用に供されている土地又は供されることが決定している土地）を宅地や農地等に転用した場合は、14日以内に県への届出が必要です。

2

災害発生のおそれがないと認められる工事 法第12条第1項、政令第5条第1項、省令第8条各号

以下の工事では、第3～4編でご紹介した盛土規制法の許可・届出は不要となります。詳しい要件については、政令又は省令をご確認ください。

- ① 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ② 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ③ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ④ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ⑤ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ⑥ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ⑦ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ⑨ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国・地方公共団体・一定の法人が、非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ⑬ 高さ2m以下の土地の形質の変更であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下のもの
- ⑭ 高さ2m超の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡以下のもの
- ⑮ 面積500㎡超の土石の堆積であって、「土石の堆積を行う土地の地盤面」と「堆積した土石の表面」の標高差が30cm以下のもの
- ⑯ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を、当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの【詳細は25ページ参照】

3

申請手数料 静岡県手数料徴収条例（別表424～424の6）

第3～4編でご紹介した、盛土規制法における許可申請や変更許可申請、中間検査の申請に当たり、以下の手数料を納める必要があります。（収入証紙を収入証紙売りさばき所等で購入いただき、ご持参ください。）

区分	許可申請		中間検査
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	
500㎡以下	16,000円	11,000円	3,000円
500㎡超 1,000㎡以下	28,000円	14,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以下	40,000円	16,000円	
2,000㎡超 3,000㎡以下	59,000円	20,000円	4,000円
3,000㎡超 5,000㎡以下	68,000円	29,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以下	93,000円	32,000円	6,000円
10,000㎡超 20,000㎡以下	148,000円	39,000円	
20,000㎡超 40,000㎡以下	229,000円	54,000円	12,000円
40,000㎡超 70,000㎡以下	359,000円	74,000円	
70,000㎡超 100,000㎡以下	508,000円	111,000円	43,000円
100,000㎡超	657,000円	136,000円	

※ 変更許可申請の手数料額は、窓口にお問合せください。

4

用語の解説

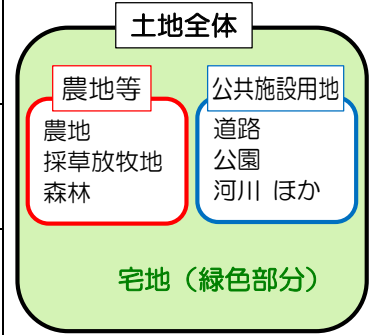
法第2条、政令第1条ほか

盛土環境条例は
案段階のもの

本書では、以下の考え方で用語を用いています。

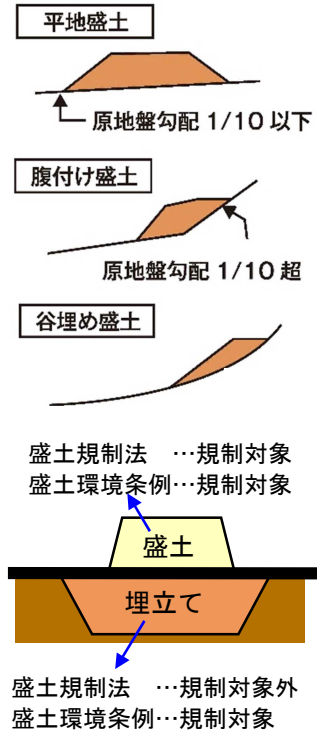
土地の種類

宅地	「農地等」及び「公共施設用地」以外の土地のこと
農地等	農地法・森林法による「農地」、「採草放牧地」、「森林」のこと（その利用に必要な農道、農業用排水施設を含む。不動産登記法の地目ではない。）
公共施設用地	道路、公園、河川等、政令で定められた公共の用に供する施設の用に供されている土地のこと（供されることが決定している土地を含む。）



工事の種類

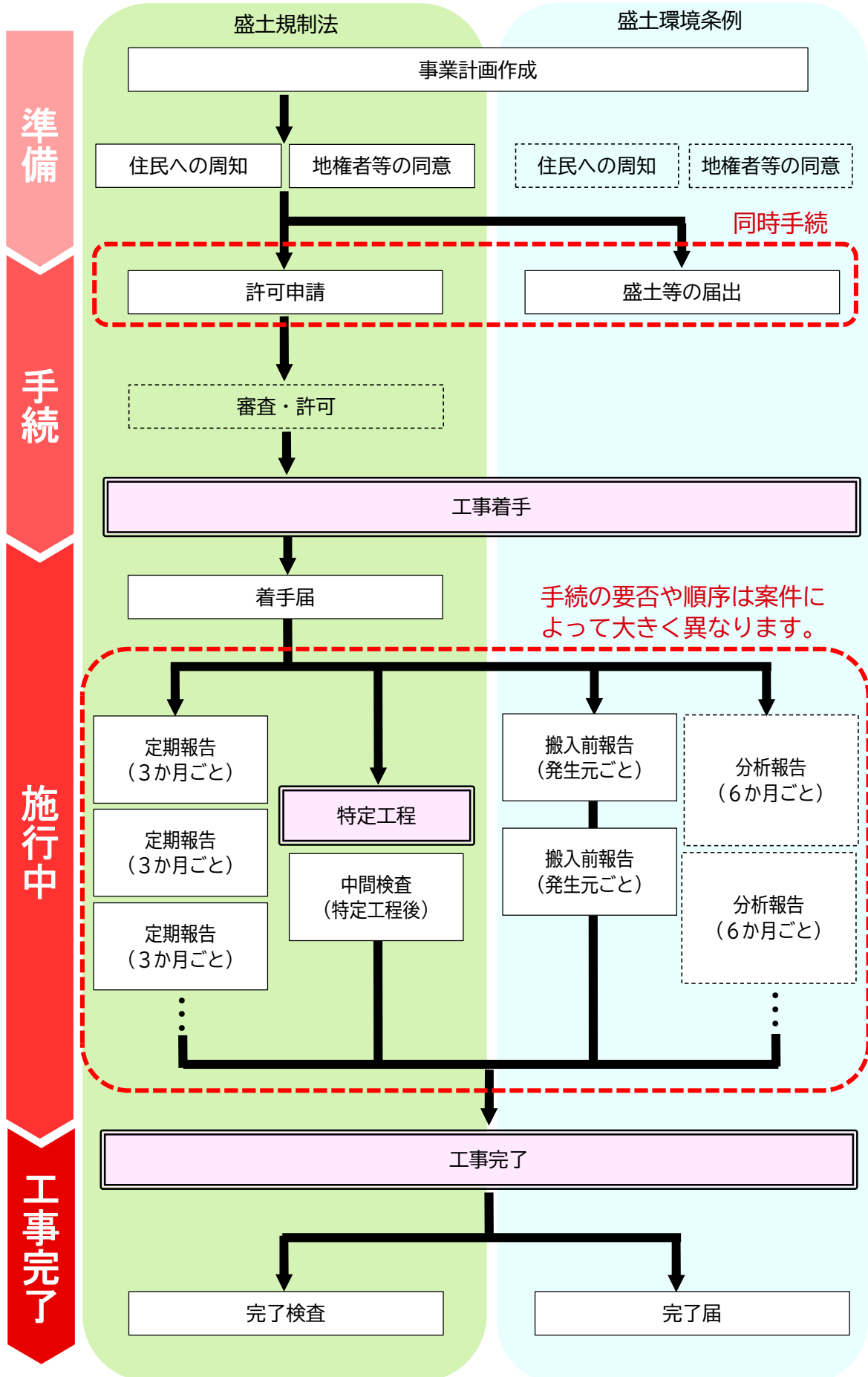
盛土	地盤上に土地をもり立てて構築した土構造物のこと
平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
切土	原地盤を切り取って造成される土構造物のこと
埋立て	平地（勾配 1/10 以下）において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げし、平坦にするために行う行為のこと ※ 盛土規制法では、規制対象外 盛土環境条例では、規制の対象に含まれる。



その他

工事の着手時点	本体工事の準備段階で行われる準備工（起工測量による位置出し、丁張りの設置等）への着手時点を指す。 ※ 設計段階での測量、測量のための除草等は含まない。
---------	--





(注意) 工事の内容や規模によって、必要な手続きは異なるため、ご確認ください。

静岡県ウェブサイトの御案内

静岡県 盛土対策課

検索

こちらからご検索ください！



最新情報を随時
掲載します！



名称	電話番号等	所在地	管轄地域
盛土対策課	054-221-2264 2137 morido110@pref.shizuoka.lg.jp	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	違法・危険な盛土、 盛土の異常に関する 情報提供はこちら！
盛り土110番	054-252-9000 又はインターネット ト送信フォーム		

受付窓口等は調整中です。
決定次第、公開します。

静岡市・浜松市はこの資料の対象外
(各市へお問合せをお願いします。)